

**2. 一般財団法人
宮城県社会保険協会会費規程**

2. 一般財団法人 宮城県社会保険協会会費規程

第1条 本会の会員は、一般財団法人宮城県社会保険協会定款に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 本会会員の本会に納付する会費の額は、当該事業所の被保険者数を基礎とし、別表に定める区分により算出するものとする。

但し、新たに会員となった者の会費の額は、入会の日における当該事業所の被保険者数を基礎として算出するものとする。

第3条 会費は、毎年5月末日までに納付するものとする。

但し、新たに会員になった者の会費の納期は納付書の発行日の翌月末日とする。

第4条 会費は、その2分の1を定款第4条（事業）のために使用する。

附 則

一 この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

別 表

被保険者数		会費年額
1人以上	20人未満	4,000円
20人以上	50人未満	6,000
50人以上	100人未満	10,000
100人以上	300人未満	14,000
300人以上	500人未満	20,000
500人以上	800人未満	25,000
800人以上	1,000人未満	32,000
1,000人以上	2,000人未満	45,000
2,000人以上		63,000

- 1 この会費規程の変更は、昭和44年4月1日から施行する。
- 1 この会費規程の変更は、昭和49年4月1日から施行する。
- 1 この会費規程の変更は、昭和54年4月1日から施行する。
- 1 この会費規程の変更は、昭和60年4月1日から施行する。
- 1 この会費規程の変更は、昭和63年4月1日から施行する。
- 1 この会費規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。